

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 25 年度第 4 四半期）
デリバティブ関係（為替系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 150 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容や円高時のリスクについて、十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れており、仕入価格が為替相場変動の影響を受けていることを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行ったものの、必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、「適格性あり」として受理され、平成 23 年 7 月 26 日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年 3 月 18 日付けで和解契約を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	23年度(あ)第233号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、為替リスクヘッジニーズは存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等について理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年1月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第347号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで又は国内商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について、客観的資料による確認を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年2月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第532号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部の商材を海外又は国内の会社から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社が既に他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断り切れず、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額等を把握した上で、本件契約に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料の裏付けを取っていなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成 26 年3月 26 日付けであっせん手続を終了した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 813 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品の一部を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容についてB銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社及びそのグループ企業が直接貿易をしているという商流、ヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 30 日及び同年5月 10 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年2月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 166 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商材の一部を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需は存在するが、販売先が為替リスクを負担していたことから、当社には為替デリバティブ取引を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクや解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、為替リスクを販売先が負担している旨の説明は受けていない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年3月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第210号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部の商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需は存在したが、仕入先が一定程度為替リスクを負担していたことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、外貨実需額について客観的資料による確認を行っていないことは認め

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年3月11日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第245号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需は存在するが、販売先からの注文を受けてから当社の利益を勘案して商品の仕入価格を決定していたこと、さらに為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月

	<p>10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年1月27日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第329号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年1月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第518号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外から原材料を外貨建てで仕入れ、加工した上で、その一部を国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年1月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第605号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、一部海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は商材の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 31 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年1月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第720号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材の加工を海外の会社に委託しており、委託費用を外貨建てで支払っているため、外貨実需自体は存在する。しかし、当社は輸出も行っており、外貨の入金当該委託費用に係る支払を超えていたことから、本件契約を締結する必要はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が輸出を行っており、外貨入金があることを把握していた。しかし、A社から、輸入と輸出の採算は分けて管理しており、輸入に係る為替リスクをヘッジしたいという意向を受けて本件契約を提案したものである。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年1月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第774号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握し、為替リスクヘッジニーズがあることについてA社と認識を共有した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 30 日及び同年9月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年2月 10 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24 年度(あ)第 778 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の仕入れる一部の商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けること、販売価格に対する為替相場変動の影響を転嫁することが困難であることを聴取し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性の確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年3月 20 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25 年度(あ)第 116 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に商品を国内の商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けているものの、その影響を販売価格に転嫁することが可能であった。また、当社には一部外貨建ての取引があり、一定の外貨実需があったものの、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久力はなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が一部商品を海外から外貨建てで仕入れているという商流及び外貨実需額等を把握した上で、本件契約の締結に至った。 ・当行は、本件契約の勧誘に当たり、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容やリスク等について説明資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が融資実行の条件として本件契約を勧誘したことはない。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年11月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年1月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第130号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求め

の申出内容	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商材を主として海外から外貨建てで仕入れ、国内外において販売している。外貨実需はあるものの、当社は、商材の大部分を海外へ外貨建てで輸出しており、当該輸出で得た外貨を輸入に係る支払の一部に充てていたことから、為替リスクヘッジニーズは限定的であり、本件契約を締結する必要はなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約を執拗に勧誘され、締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年11月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年2月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第131号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を主として海外から外貨建てで仕入れ、国内外において販売している。当社は、商材の大部分を海外へ外貨建てで輸出しており、当該輸出で得た外貨を輸入に係る支払いの一部に充てていたことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約を執拗に勧誘され、締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸出入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流及びヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年11月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年3月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第139号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について、客観的資料により確認していないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年12月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であっ

	<p>たことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年2月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	25年度(あ)第140号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していた。外貨実需はあったが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することが可能であったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年11月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年2月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第141号
申立ての概要	相手方が解約に応じなかったことにより損失が発生した為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約締結後、B銀行に対し、本件契約の解約の申入れを行っていたにもかかわらず、解約に応じてもらえなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の外貨実需のある商流を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、申立人から、解約する意向がある旨は認識していたが、最終的な意思確認ができなかったことから、解約手続を行わなかった。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年11月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社からの解約の申入れ後の対応について必ずしも十分であったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年3月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第145号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部の商材を外貨建てで仕入れており、外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社はB銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高

	時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年11月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年2月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第148号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外の自社工場から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについては十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の外貨実需のある商流及び輸入仕入額を把握し、ヘッジ比率や財務耐久性に問題がないことを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・A社が本件契約の決済を長期間停止していることに伴い、多額の遅延損害金が発生している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年12月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証結果の認識の共有が十分ではなかった可能性があることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約の未決済の部分を精算し、B銀行が本件契約に係る遅延損害金を免除するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年2月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	25年度(あ)第162号
申立ての概要	過大なヘッジ率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内から商品を円建てで仕入れるとともに、一部海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。円建ての仕入については仕入価格が為替相場変動の影響を受けていなかったが、海外からの仕入については、外貨実需はあったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、解約清算金等について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流及びヘッジ対象額を把握し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行担当者は、A社には外貨実需があること、円建ての仕入についても仕入価格と為替相場との相関性の分析を行っており、為替リスクヘッジニーズの検証に問題はなかったと考えている。 ・また、当行担当者は、国内からの仕入も含め適正なヘッジ比率となることを確認した上で、本件契約の締結に至っている。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年1月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第168号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。当社の取引は国内で完結する取引であり、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商材の仕入価格が為替相場変動の影響を受けていることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年1月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年3月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第171号
申立ての概要	過大なヘッジ率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部の商品が海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが

	<p>存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかし、当社の外貨実需額からすれば、本件契約の取引額は過大であった。 ・本件契約の為替差損が当社の事業を圧迫している。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が海外から商品を外貨建てで輸入していることに加え、国内から海外産の商品を円建てで仕入れ、国内で販売しているという商流を把握し、A社に為替リスクヘッジニーズが存在することを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行担当者は、国内からの仕入れも含め適正なヘッジ比率となることを確認した上で、本件契約の締結に至っている。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年1月14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年3月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25 年度(あ)第 178 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の商材を海外の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。一部外貨の取引もあるが、単発かつ不定期の仕入れであったため、当社には予め為替デリバティブ取引を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社には、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかったものの、B銀行から融資を受けている関係もあり、付き合いで本件契約を締結するに至った。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に負担を課している。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の外貨実需のある商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行はA社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約と融資取引とが無関係であることを十分に説明している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年2月24日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第179号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。一部外貨の取引もあるが、単発かつ不定期の仕入れであったため、当社には予め為替デリバティブ取引を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社には、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかったものの、B銀行から融資を受けている関係もあり、付き合いで本件契約を締結するに至った。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に負担を課している。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の外貨実需のある商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行はA社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。 ・当行は、A社に対し、本件契約と融資取引とが無関係であることを十分に説明している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年2月24日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上